

「草津市新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止について

1. 概要

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられたことに伴い、政府対策本部および都道府県対策本部が廃止されたことから、本市対策本部も同様に廃止する。

2. 本部廃止の予定日

令和5年5月18日

部長会議にて審議後、草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程の廃止にかかる訓令を施行する。

3. 今後の体制について

感染症法上、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行することから、新型コロナウイルス感染症に関する事務は、感染症予防対策を所管する健康福祉部健康増進課において対応する。

今後、感染法上の位置づけが変更された際は、国・滋賀県の動向に応じて「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応する。

4. 今後の取り組みについて

市民への周知は、市ホームページを通じて行う。